



ふくろう通信

ヒルトップ税理士法人

Tel: 03-3441-3041

Fax: 03-5421-7086

http://www.e-fukurou.jp/

1 2月の主な税務スケジュール

- ・ 10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 消費税1・4・7月決算法人の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
- ・ 給与所得の年末調整
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付（市区町村により異なる場合あり）

今号の目次

- ・ 会社設立について
- ・ 個人確定申告はスマホで計算&電子申告！？
- ・ 旅の思い出
- ・ 職員リレーコラム 続・軽減税率 一体資産の取扱い



写真：箱根関所跡より（おおくぼ）

年末年始休業のお知らせ

平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、ありがとうございます。

さて誠に勝手ながら、年末年始休業日を下記のとおりとさせていただきます。

年末年始休業期間

2019年12月28日（土）～ 2020年1月5日（日）

新年は、2020年1月6日（月）より営業いたします。

来年も変わらぬお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。



会社設立について

新たに事業を開始する場合、個人事業主として事業を行うのか会社を設立して事業を行うのか選択することとなります。また個人事業主として事業を開始し、その後会社を設立する法人成りもあります。

会社の設立（株式会社？合同会社？）

会社を設立する場合、株式会社は最もポピュラーな会社形態ですが、現在どんどん増えてきているものとして合同会社という会社形態があります。基本的に事業を行っていく上では営利を目的とする点で株式会社も合同会社も変わりませんが、それぞれメリットやデメリットがあるので、実際に設立する際には、どちらの会社形態を選択するかを検討する必要があります。

	株式会社	合同会社
会社設立コスト	高い	安い
会社設立手続	煩雑	簡略
知名度	高い	低い
株主総会・役員の任期	ある	ない

税務手続関係や納める税金の種類、社会保険への加入要件などは株式会社も合同会社も一緒です。

設立手続

会社形態の決定後、設立登記に必要な書類等を作成することとなります。主な書類等は以下の通りです。

- ・定款（合同会社の場合も定款を作成しますが、公証役場の認証は必要ありません。）
- ・印鑑届書 ・印鑑登録証明書 ・払込証明書 ・就任承諾書 ・本店所在地決定書 等

また、設立後には会社設立に関する届出書等を税務署や各自治体へ提出する必要があります。

会社を設立するには手続書類や登録する会社の印鑑を用意したり、登記に時間を要するため、余裕をもって行うようにしましょう。また、場合によっては消費税の納税義務の有無を考慮する必要も出てくるので、設立する場合などにはぜひ担当者へご相談ください。

（まつうら）



個人確定申告はスマホで計算&電子申告！？

年末調整では考慮されない医療費控除などがあるため、確定申告をして還付を受けたい！とはいえ、会計事務所に頼むほどでもないんだよなあ…。という方に朗報！

国税庁のホームページでの確定申告がさらに便利になりそうですよ！

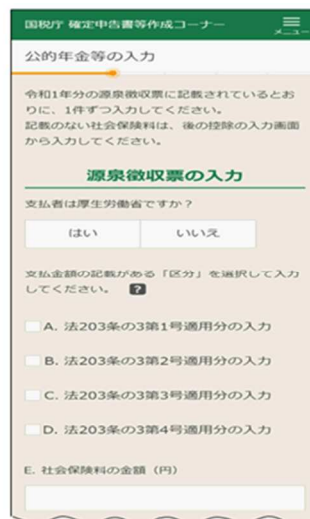
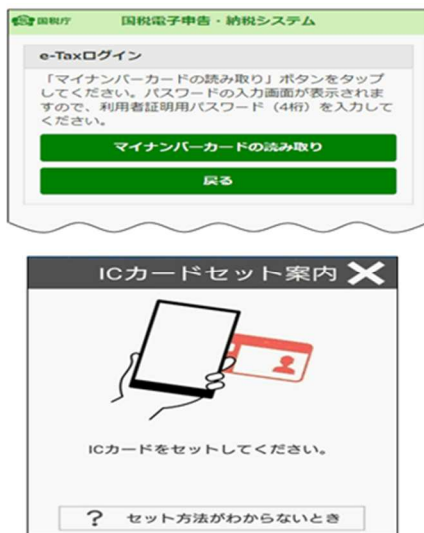
(国税庁ホームページより抜粋)スマートフォンで見やすい専用画面

令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーは、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

【スマホ専用画面の利用対象者等】 令和2年1月6日からサービス開始予定です。



項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整済1か所)	給与所得(年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応) 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他		予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)



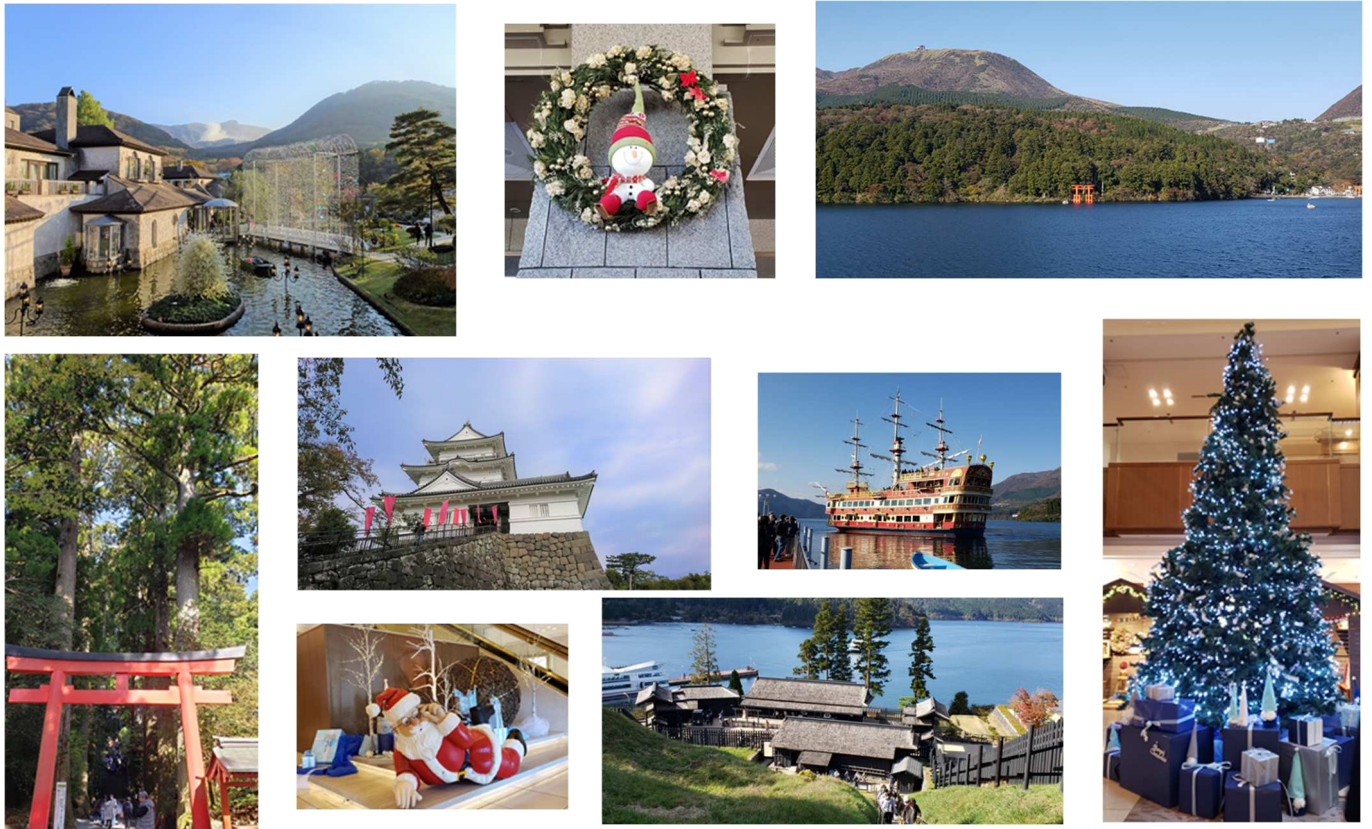
(抜粋はここまで)

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマホがあれば、電子申告も行えます。
(マイナンバーカードを持っていない方も、税務署職員と対面による本人確認後に発行されるID・パスワード方式を用いての電子申告が可能です)

ある程度大きな画面のスマホ・タブレット保有の方でないと、実際の作業は大変な気もしますが、ご興味がある方はチャレンジしてみましょう！(私もやってみます！)

(たかはし)

旅の思い出



職員リレーコラム 続・軽減税率 一体資産の取扱い

10月より消費税が増税され、軽減税率が導入されました。これにより複数税率となり、日々の伝票入力も大変となってしまいました。この影響は、日々の買い物にも出てきています。飲食料品は軽減税率の対象、それ以外は標準税率というのが簡単な判断基準ですが、食べ物とそれ以外が一体となって売られているものはどうなのでしょう？

10%になっているおもちゃ付きお菓子



一体資産は基本的に標準税率ですが、税抜価格が1万円以下で食品価格が全体価格の2/3以上であれば軽減税率の対象となるそうです。

正直、食品価格の割合なんて、消費者に判断させるのは厳しいですよね、実際は値札を確認して軽減税率かどうかを判断することになるのでしょうか。

(かねこ)